

## 一般競争入札公告

社会福祉法人まれ愛恵会が発注する工事の請負につきまして、一般競争入札を実施する運びとなりました。入札参加をご希望の事業者様におかれましては、公示期間中にご一報賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月1日  
社会福祉法人まれ愛恵会  
理事長 海田 英彦

### 1. 工事概要

- (1) 工事名称：社会福祉法人まれ愛恵会 特別養護老人ホームたいようの杜  
多床室のプライバシー保護のための改修工事
- (2) 工事場所：〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤 8-17-9  
特別養護老人ホームたいようの杜
- (3) 工事内容：多床室個室化工事  
多床室（4床室 23室・92床）における入所者のプライバシー確保を目的として、パーテーションを用いた室内の間仕切り工事を行う。
- (4) 建物概要  
構造：木造 地上三階建て  
延床面積：4001.95 m<sup>2</sup>  
用途：特別養護老人ホーム
- (5) 工期期間：契約締結日より令和8年3月31日までを工期とし、当該期日までに完工するものとする

### 2. 入札手続

- (1) 入札方法：一般競争入札とする。
- (2) 入札日時：令和8年1月19日（月）14時とする。
- (3) 入札場所：特別養護老人ホームたいようの杜 会議室
- (4) 入札保証金：なし
- (5) 最低制限価格：有（非公表）

### **3. 入札参加資格**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告日から落札決定までの期間に自治体の競争入札参加社資格者指名停止事務処理事項に基づく指名停止を受けていない者
- (3) 入札の公告日から落札決定までの期間に自治体契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名停止を受けていない者
- (4) 法人格を有する者
- (5) 内装仕上工事業の建築業許可を有する者
- (6) 埼玉県の入札参加資格者の名簿に該当する建設業種で記載があり、  
資格審査数値が785点以上の者
- (7) 施行後の点検、修理等を適切かつ迅速に対応できる体制を有する者
- (8) 工事期間中、現場代理人を配置させることができる者
- (9) 入札対象工事に係る設計業務等の受託者、または当該受託者と資本関係若しくは人事関係を有さない者
- (10) 2026年3月31日までに本工事を完了させる事ができる者。

### **4. 入札参加資格確認申請手続き**

- (1) 申し込み方法 提出書類一式を、期日までに提出すること。
- (2) 申請期限 公告日から令和7年12月23日（火）午後5時までとする。  
※受付時間は午前10時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
- (3) 申請方法 提出書類一式は、期日までに施設へお持ちいただき、  
ご提出ください。  
(郵送等による提出は不可とする。)
- (4) 提出書類
  - ①入札参加資格確認申請書（様式№1-①）
  - ②建設業許可証明書の写し
  - ③埼玉県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し  
(有効期間内のもの)
  - ④工事実績証明書（任意書式）
  - ⑤会社案内・会社経歴書等（自由書式）
  - ⑥名刺（氏名・電話番号・FAX番号がわかるもの）

※提出書類は、原則返却しないものとする。

(5) 提出・問合せ先  
社会福祉法人まあれ愛恵会  
特別養護老人ホームたいようの杜  
〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤 8-17-9  
電話 048-825-0007  
担当者 鈴木  
※問い合わせ時間は午前 10 時から午後 5 時までとする。(土日祝日を除く)

(6) 結果通知  
公示日から令和 7 年 12 月 24 日（水）までとする。  
全ての申請者に対し、電子メールで入札参加資格の結果を通知するとともに、入札参加資格確認結果通知書およびその他必要書類を送付する。

## 5. 設計図書等の配布

- (1) 設計図書の配布 入札参加資格を有すると確認された業者には、設計図書等をメール等により配布する。
- (2) 質問受付期限 令和 7 年 12 月 24 日（水）から  
令和 8 年 1 月 16 日（金）正午まで
- (3) 質問方法 設計図書と併せて配布する「質問回答書」を作成し、質問がない場合は「質問なし」と明記のうえ、下記メールアドレスへ送付してください。  
E-mail : [info@taiyounomori.marehoikuen.com](mailto:info@taiyounomori.marehoikuen.com)  
担当 鈴木  
※メールの件名は「特別養護老人ホームたいようの杜 質問回答書」としてください。
- (4) 回答日 令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時までに回答。
- (5) 回答方法 送信元のメールアドレスに返信。
- (6) 現場確認について 感染症蔓延のリスクを考慮し、入札参加希望者を集めての現

場確認等は実施いたしません。  
設計図書および質問への回答内容に基づき、ご判断のうえ札入れを行ってください。

## 6. 入札日程

- (1) 公告日 : 令和7年12月1日(月)
- (2) 参加資格申請締切日時 : 令和7年12月23日(火)午後5時まで
- (3) 参加資格通知日 : 令和7年12月1日(月)以降随時
- (4) 設計図書等配布日 : 令和7年12月1日(月)以降随時  
(最終は令和7年12月24日(水))
- (5) 質問受付期限 : 令和7年12月24日(水)から令和8年1月16日(金)  
正午まで
- (6) 質問回答日 : 令和8年1月16日(金)午後5時までに回答
- (7) 入札日
- ① 日時 : 令和8年1月19日(月)14時
- ② 入札場所 : 特別養護老人ホームたいようの杜  
会議室

## 7. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格の入札者が同額で2人以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。
- (2) 予定価格の範囲内勝最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する(再度の入札は1回まで実施する)。なお、初回入札で最低制限価格に満たない者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低制限価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)。
- ①契約額は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。  
②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。  
③入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。  
④契約額が確定した場合は、その内容を書面にして事業者及び業者が署名捺印すること。
- (4) 入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。

## 8. 入札に関する注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 次の各事項に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格がない者がした入札
  - ② 代理人で委任状を提出しない者がした入札
  - ③ 他人の代理を兼ねた者がした入札
  - ④ 二以上の入札書を提出した者がした入札
  - ⑤ 二以上の者の代理をした者がした入札
  - ⑥ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ⑦ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑧ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑨ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑩ 次に掲げる入札書による入札
    - イ 入札金額を訂正した入札書
    - ロ 入札者の押印のない入札書
    - ハ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
    - ニ 押印された印影が明らかでない入札書
    - ホ 記載すべき事項の記入の入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
  - ⑪ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (6) 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び入札参加者から事情を聴取し、関係行政機関と協議のうえ、入札の延期又は中止することがある。

## 9. 契約手続等

- (1) 様式契約に関する細目は、民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。但し、発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約（工事請負額の10分の1以上の金額を保証する保険）を締結するものとする。
- (3) 支払方法は現金振込とし工事完了後に契約金の全額を支払うものとする。  
なお、落札業者は工事完了後すみやかに「請求書」・「業務完了報告書」の発行を行うものとする。
- (4) 支払い完了後速やかに領収書を発行するものとする。

## 10. その他

- (1) 「建設業法（昭和24年法律第100号）」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行わないこと。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理業者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。